
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	本日の検討の概要

これまでの検討

1. IASB は、2017 年 5 月に適用後レビューの一環として意見募集（IASB 情報要請「適用後レビュー IFRS 第 13 号『公正価値測定』」）を公表している。本専門委員会では、当該意見募集へのコメントを検討し、企業会計基準委員会は、2017 年 9 月 22 日に IASB にコメントレターを提出した。
2. 第 365 回企業会計基準委員会（2017 年 7 月 28 日開催）において、中期運営方針に基づき、IASB の適用後レビューへの対応後、金融商品専門委員会において、公正価値測定に関するガイダンス及び開示について日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みを開始することが承認されており、第 122 回金融商品専門委員会（2017 年 11 月 21 日開催）より、金融商品の公正価値測定に関するガイダンス及び開示について国際的な整合性を図ることの必要性について検討を開始している。

本日の検討事項

3. 本日は、第 122 回金融商品専門委員会の議論を踏まえ、金融商品の公正価値測定に関するガイダンス及び開示について国際的な会計基準と整合性を図ることの必要性について議論を行う（審議事項(6)-2）。

なお、金融商品以外の公正価値測定に関するガイダンス及び開示については、今後、親委員会で審議することを予定している（現時点の予備的分析については、審議事項(6)-2 参考資料を参照のこと。）。

4. また、2017 年 12 月に開催される会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議において IFRS 第 13 号の適用後レビューに係る情報要請に対して IASB が受領したフィードバックについて議論が行われるため、それへの対応について検討を行う（審議事項(6)-3）。
5. なお、審議事項(6)-2 及び(6)-3 に関連して、第 122 回金融商品専門委員会において聞かれた意見は、審議事項(6)-4 で記載している。

以 上

別紙：中期運営方針（2016年8月）の別紙の抜粋

3. IFRS 第13号「公正価値測定」

国際会計基準及び米国会計基準では、公正価値についてほぼ同じ内容のガイダンスを定めているが、これらの会計基準は、どのような項目について公正価値により測定するのかを定めるものではなく、他の会計基準に従い公正価値により測定することが要求又は容認されている場合の測定の方法や開示を定めるものとなっている。日本基準は、公正価値に相当する時価（公正な評価額）についての詳細なガイダンスを定めていない。

当委員会は、平成22年にIFRS第13号との整合性を図ることを提案する公開草案を公表したものの、本公開草案が金融商品以外の資産及び負債を含む広範なものであったこともあり、最終化をするに至らず、その後検討は中断されている。

日本基準において金融商品以外の資産及び負債について時価により測定することが要求される状況は、企業結合時等に限定されており、時価について詳細なガイダンスを求める意見は多くは聞かれておらず、国際的な整合性を図る必要性はさほど高くないと考えられる。

一方、IFRS第13号が要求している、金融商品の公正価値に関するレベル別開示について、国際会計基準及び米国会計基準における開示との差異が生じており、特に金融商品を多数保有する金融機関において比較可能性が損なわれているとの意見が聞かれている。

以上を踏まえ、国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性に関する検討を金融商品専門委員会において行うこととし、その後、基準開発に向けた検討に着手するか否かの検討を行う。

以 上